



運転中の携帯電話使用等の罰則

が強化されます!

道路交通法の一部改正

令和元年

12月1日施行

Point1 【携帯電話使用等(交通の危険)】

道路における交通の危険を生じさせた場合

		改正前	改正後	
交通の危険	基礎点数	2点	6点	
	反則金	原付	6千円	非反則行為 罰則適用
		二輪車	7千円	
		普通車	9千円	
		大型車	1万2千円	
罰則	3か月以下の懲役又は 5万円以下の罰金	1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金		

- 基礎点数引き上げ～免許停止
- 非反則行為となり全てについて罰則が適用
- 懲役1年以下

※交通の危険とは、交通事故を起こしたり、他車に急ブレーキをかけさせるなどの場合が挙げられます。



Point2 【携帯電話使用等(保持等)】

無線通話装置を通話のために使用し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為



		改正前	改正後	
保持・注視	基礎点数	1点	3点	
	反則金	原付車	5千円	1万2千円
		二輪車	6千円	1万5千円
		普通車	6千円	1万8千円
		大型車	7千円	2万5千円
罰則	5万円以下の罰金	6か月以下の懲役又は 10万円以下の罰金		

- 基礎点数3倍引き上げ
- 反則金の引き上げ
- 懲役刑新設

Point3 【免許効力の停止】

携帯電話使用等(交通の危険)の違反行為をし、交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合、事故を起こした場所を管轄する警察署長は、免許の効力を仮停止させることができます。

